

# 障害のあるお子さんのために

児童に一定程度以上の障害がある場合、障害特性に応じて受けられる支援があります。制度の詳細や申請方法については、各項目の問い合わせ先までご相談ください。

## 🌸 各種手帳の申請について

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

### ◎身体障害者手帳

身体に障害のある方に対し、身体障害者手帳が交付されます。

### ◎療育手帳

知的障害のある方に対し、療育手帳が交付されます。

### ◎精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方に対し、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

## 🌸 障害のある方への医療費助成

📞 保険年金課 医療年金係 ☎0274-40-2259

障害のある方が、医療機関の窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する制度です。(制度の詳細い要件については、保険年金課までお問い合わせください)

## 🌸 育成医療

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

18歳未満の身体に障害のある児童(治療をせずそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む)で、その身体障害を除去もしくは軽減する手術等の治療を行うことにより、確実に効果が期待できる方に対し、その医療費の一部を公費により負担します。(所得に応じて自己負担があります)

▶対象者((1)・(2)のいずれも該当する人)

(1)18歳未満の児童

(2)・肢体不自由 ・視覚障害 ・聴覚、平衡機能障害 ・音声、言語、そしゃく機能障害  
・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓機能障害 ・先天性の内臓機能障害  
・免疫機能障害

— 告 告 —

 <p><b>株会社 ソレイユ</b> 放課後等デイサービス</p> <p>はじめまして!カラフルです。</p> <p>発達障害のあるお子様や、その心配のあるお子様が、安心して過ごせる場所を提供します。</p> 	<h3>カラフル ふじおか</h3>  <p>藤岡市本郷709-1 月曜日～土曜日〔祝日除く〕</p> <p>施設見学・お問い合わせなど お気軽に、お問い合わせ下さい。</p>	<h3>カラフル ほんごう</h3>  <p>NEW</p> <p>2026年4月新規施設 OPEN予定</p> <p>藤岡市本郷494</p>  <p>TEL0274-25-8373</p>
---	---	--

障害のあるお子さんのために

## 🌸 特別児童扶養手当

📞 問 子ども課 子ども支援係 ☎0274-50-7803

障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって養育している人に支給されます。支給には、所得やその他の制限があります。(制度の詳しい要件や申請については、子ども課までお問い合わせください)

### ▶内容(以下は目安)

(1級) 身体障害者手帳1・2級程度の身体障害

療育手帳判定がA程度の知的障害

精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障害

(2級) 身体障害者手帳3級程度の身体障害

日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害若しくは精神障害

## 🌸 障害児福祉手当

📞 問 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。ただし、障害を支給事由とする給付を受けている方や、社会福祉施設へ入所中の方は除かれます。(制度の詳しい要件や申請については、福祉課までお問い合わせください)

### ▶支給制限

障害児本人及び障害児を扶養している人の前年の所得が一定限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

— 広 告 —

## 児童発達支援センターこぼけっと

- 🌸 保育所等訪問支援事業 こぼけっと
- 🌸 障害児者相談支援事業所 こぼけっと
- 🌸 放課後等デイサービス ジュニア
- 🌸 放課後等デイサービス オリーブの家
- 🌸 就労継続支援B型事業アモールワーク

発達に気になるお子さまを対象に早期に適切な療育を行います。保育士のほかに公認心理師、作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフがお子さまの発達をサポートします。



2022年4月センター開業

— 地域の中で、共に生きる —  
認定NPO法人こぼけっと

藤岡市中栗須351番地11  
Tel/Fax 0274-25-8429

こぼけとおどい  
かんしゃくをおこす

こだわりがつよい  
だっこをいやがる

いつも動いていて  
落ちつかない



## 🌸 心身障害者扶養共済制度

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害児(者)に年金が支給される制度があります。

加入者は、所得及びその年齢に応じた掛金を支払う必要があります。(所得により掛金が減額または免除になる場合がありますのでお問い合わせください)

▶対象者:身体障害児(者)(身体障害者手帳1級から3級)または知的障害児(者)、精神障害児(者)の保護者で、次の要件のすべてに該当する人。

- (1)加入しようとする人(保護者)の年齢は、65歳未満であること
- (2)加入しようとする人(保護者)は、特に疾病や障害がなく、健康な状態にあること
- (3)障害者は、将来独立自活困難な状態にあること

▶掛金月額:掛金は、加入時年齢により固定され、2口まで加入することができます。

▶給付金:加入者が死亡等した場合、月額20,000円(2口加入の場合40,000円)

## 🌸 移動支援事業

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

屋外での移動に困難がある障害児(者)に対して、外出のための支援を行うことにより、障害児(者)の地域での自立生活を支援し、社会参加を促進させることを目的とします。

▶対象者((1)から(3)のすべてに該当する人)

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得している人または難病患者で、本市の住民基本台帳に登録されている人または本市が援護の実施者になっている人。

(2)障害支援区分の認定を受けている人。

(3)中学生以上である人。(ただし、小学生は通学に限り利用可能)

▶費用:世帯の所得により自己負担額が決まります。

▶支給量:障害者および難病患者 30時間/月  
障害児 15時間/月



### 「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q 利き手は直した方がいい？

A 使いやすい手を使わせてあげて！

以前は様々な物が右手用に作られていたため、右手への矯正が一般的でしたが、最近は左手用の製品も充実しており、不便も無くなってきています。無理な矯正は子どもの負担となるため、使いやすい手を使わせてあげてください。



## 🌸 日中一時支援事業(施設)

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

障害児(者)を一時的に預かることで、障害者の家族に対する支援や介護者の負担の軽減を図ることを目的とします。

▶対象者((1)・(2)のいずれも該当する人)

(1)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人または難病患者の認定を受けている人。

(2)短期入所の支給決定を受けている人。

※初めて福祉サービスを受ける方は、認定調査等を行い、障害支援区分の認定を行う必要があります。

▶支給量:短期入所の支給決定量に準じます。

▶費用:原則1割負担(月額負担上限額あり)

※ただし、移動を伴う場合にかかる移動費用等は自己負担。

※申請の際には手帳(難病患者は受給者証)をお持ちください。

## 🌸 日中一時支援事業(サービスステーション)

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

障害児(者)の介護を行う保護者等が、一時的に介護ができない場合、県に登録をしている24時間型対応サービスステーションに介護を委託することにより、介護者の負担軽減を図ること等を目的とします。

▶対象者

(1)身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者

(2)在宅の重度知的障害児(者)、重度身体障害児(者)、中軽度知的障害児(者)、中軽度身体障害児、発達障害児(難病患者を除く)

▶費用

重度、中軽度ともに30分ごとに、生活保護世帯 0円、生活保護以外の世帯 350円。

※申請の際には手帳をお持ちください。

▶利用可能ステーション

(1)サービスステーションかてて

(藤岡市立石559番地1 ☎0274-24-5025)

(2)サービスステーションさぽーと2000

(高崎市下之城町1002番地40 ☎027-325-0986)

(3)サービスステーション カシオペイア

(佐波郡玉村町斎田321-1 ☎0270-64-5350)

## 🌸 日中一時支援事業(登録介護人)

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

障害児(者)の介護を行う保護者等が、一時的に介護ができない場合、市に登録をしている介護者へ介護を委託することにより、介護者の負担軽減を図ること等を目的とします。

## ▶対象者

- (1)身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている者
- (2)在宅の重度知的障害児(者)、重度身体障害児(者)、中軽度知的障害児(者)、中軽度身体障害児、発達障害児(難病患者を除く)

## ▶費用

重度、中軽度ともに30分ごとに、生活保護世帯 0円、生活保護以外の世帯 150円。

※申請の際には手帳をお持ちください。

## 🌸 障害児通所支援

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活の適用訓練等を行うもので、以下のサービスがあります。詳細についてはお問い合わせください。

種別	対象者
児童発達支援	未就学の児童
医療型児童発達支援	肢体不自由である未就学の児童
放課後等デイサービス	就学中の障害児
保育所等訪問支援	保育園や幼稚園等に通う障害児

## 🌸 補装具の交付・修理

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

身体障害児(者)の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために必要な用具(補装具)の交付や修理を行います。原則1割自己負担です。

## 🌸 日常生活用具の給付

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

障害者手帳をもっている在宅の方で、障害により日常生活に支障のある方に用具を給付、または貸与します。ただし、障害及び程度により給付できる用具が異なります。原則1割自己負担です。

## 🌸 重度身体障害者(児)住宅改造費補助

📞 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

自宅の玄関・台所・浴室・トイレなどを、障害者向けに改造するための費用を、工事費60万円を限度として、県と市でその6分の5を補助します。(原則として1世帯1回)新築・増築の場合は補助対象外です。

- ▶対象: 1、2級の上肢・下肢・体幹機能障害(上肢の場合はそれぞれの上肢に4級以上の障害を有する人)または1級の視覚障害の身体障害者手帳を持っている人がいる世帯。ただし、前年度分の所得税額16万円以下の世帯が対象となります。必ず施工前に申請してください。

## 🌀 難聴児補聴器購入支援事業

☎ 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度または中度の聴覚障害を有する児童の健全な発達を支援するため、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

## 🌀 市内の障害福祉サービス事業所一覧(就労・児童・相談支援サービス)

☎ 福祉課 障害福祉係 ☎0274-40-2384

利用にあたっては利用者証が必要です。利用を希望される場合、事前に福祉課までご相談ください。

放デイ＝「放課後等デイサービス」、児発＝「児童発達支援」、保育＝「保育所等訪問支援」

事業所名	住所	電話番号	サービス事業別			
			放デイ	児発	保育	相談
学童クラブ かてて・森のいえ	〒375-0002 立石559-1	☎24-5025	○			
放課後デイともみ	〒375-0014 下栗須402	☎50-9983	○			
カラフルふじおか	〒375-0023 本郷709-1	☎25-8373	○			
放課後等デイサービスジュニア	〒375-0015 中栗須351-11	☎22-7557	○			
アミカル	〒375-0024 藤岡1757-1	☎50-4720	○			
放課後等デイサービスせいびあ	〒375-0024 藤岡3174	☎50-4528	○			
ひより・ひより二番館	〒375-0024 藤岡2170-1	☎50-8913	○			
こども発達サポート iroha	〒375-0024 藤岡1629-1	☎50-8102	○	○		
児童発達支援センター こぼけっと	〒375-0015 中栗須351-11	☎25-8426		○	○	
指定特定相談支援事業所ぼけっと 指定障害児相談支援事業所ぼけっと	〒375-0015 中栗須351-12	☎25-8426				○
かんなの里相談支援事業所	〒375-0024 藤岡664-5 藤岡市障害者支援 センターきらら内	☎24-6858				○